助け合いの基本

組織共済

- ●支所(組合)ごとに組合員全員加入
- ●効力開始 加入申込日の翌月1日午前0時から
- ●共済金の支払い 毎月15日(中日)、末日の月2回

共済期間途中での型の変更もできます (A 1 → B 2 など)

弔慰金、結婚、住宅災害、 重度障害など

A-1型

1人あたり 200円 掛金月額



	共	共済金額	
死	組合員	組合員の死亡のとき	500,000円
死亡弔慰金	配偶者	配偶者の死亡のとき	200,000円
	子	子の死亡のとき	50,000円
	親	親の死亡のとき	10,000円
住宅災害見舞金	火災 (除:地震、津波、噴火) 落雷、破裂、爆発 航空機の墜落、車両の飛込等	全焼・全壊のとき 半焼・半壊のとき 一部焼・損、消防冠水のとき	400,000円 200,000円 100,000円以内
	自然災害	全壊・全流失のとき 大規模半壊のとき 半壊・半流失のとき 一部壊のとき 床上浸水のとき	120,000円 84,000円 60,000円 10,000円 10,000円
	災害死亡	同居親族が災害で死亡したとき	20,000円
	結婚 祝金	組合員が結婚したとき	10,000円
	重度障害見舞金	組合員が重度障害となったとき (労基法1級、2級、3級の2・3・4)	300,000円

A-1型に出生、入学、 退職、傷病見舞などを プラス

A-2型

1人あたり 200円

ワイドな保障が 魅力です



共済事由			共済金額
	40 A B	普通死亡のとき	100,000円
死	組合員	不慮の事故による死亡のとき	200,000円
事	配偶者	配偶者の死亡のとき	50,000円
死亡弔慰金	子	子の死亡のとき	20,000円
	親	親の死亡のとき	6,000円
住宅災害見舞金	火災 (除:地震、津波、噴火) 落雷、破裂、爆発 航空機の墜落、車両の飛込等	全焼・全壊のとき 半焼・半壊のとき 一部焼・損、消防冠水のとき	200,000円 180,000円 60,000円以内
	自然災害	全壊・全流失のとき 大規模半壊のとき 半壊・半流失のとき 一部壊のとき 床上浸水のとき	60,000円 42,000円 30,000円 2,000円 6,000円
	災 害 死 亡	同居親族が災害で死亡したとき	20,000円
障害見舞金		障害になったとき (労基法1級〜14級)	200,000~ 4,000円
傷病見舞金	組合員	休業連続30日以上のとき 休業連続90日以上のとき	6,000円 12,000円
	結婚	組合員が結婚したとき	20,000円
祝	出,生生	組合員に子が生まれたとき	10,000円
金	入 学	組合員の子が小学校に入学したとき	10,000円
	銀婚	組合員が銀婚をむかえたとき	10,000円
	退職餞別金	組合員が退職したとき	6,000円

ここがポイント-!-

組織共済は自治労連共済の基本となる 制度です。組合員全員が対象です。日常 から組合員に接しているみなさんの世話 役活動が最も発揮される共済です。組合 活動への関心をもってもらえ、若手の組合活動参加にもつながっています。

マメな請求の集約と支払共済金の手渡しで、個人共済加入へのチャンスに!!

弔慰金、結婚、住宅災害 など

В−1型

1人あたり 100円 掛金月額



	共済事由		共済金額
死亡弔慰金	組合員	組合員の死亡のとき	200,000円
	配偶者	配偶者の死亡のとき	50,000円
	子	子の死亡のとき	20,000円
	親	親の死亡のとき	5,000円
住	火災 (除:地震、津波、噴火) 落雷、破裂、爆発 航空機の墜落、車両の飛込等	全焼・全壊のとき 半焼・半壊のとき 一部焼・損、消防冠水のとき	200,000円 100,000円 50,000円以内
住宅災害見舞金	自然災害	全壊・全流失のとき 大規模半壊のとき 半壊・半流失のとき 一部壊のとき 床上浸水のとき	60,000円 42,000円 30,000円 5,000円 5,000円
	災害死亡	同居親族が災害で死亡したとき	10,000円
	結婚祝金	組合員が結婚したとき	5,000円

B-1型に出生、入学、 退職、傷病見舞などを プラス

B-2型

1人あたり 100円 掛金月額

100円の掛け金で ワイドな保障



	共	共済金額	
死亡弔慰金	組合員	普通死亡のとき	50,000円
		不慮の事故による死亡のとき	100,000円
	配偶者	配偶者の死亡のとき	20,000円
	子	子の死亡のとき	10,000円
	親	親の死亡のとき	3,000⊞
住宅災害見舞金	火災 (除:地震、津波、噴火) 落雷、破裂、爆発 航空機の墜落、車両の飛込等	全焼・全壊のとき 半焼・半壊のとき 一部焼・損、消防冠水のとき	100,000円 90,000円 30,000円以内
	自然災害	全壊・全流失のとき 大規模半壊のとき 半壊・半流失のとき 一部壊のとき 床上浸水のとき	30,000円 21,000円 円,000円 1,000円 3,000円
	災 害 死 亡	同居親族が災害で死亡したとき	10,000円
障害見舞金		障害になったとき (労基法1級〜14級)	100,000~ 2,000円
傷病見舞金	組合員	休業連続30日以上のとき 休業連続90日以上のとき	3,000円 6,000円
祝	結 婚	組合員が結婚したとき	10,000円
	出生生	組合員に子が生まれたとき	5,000円
金	入 学	組合員の子が小学校に入学したとき	3,000円
	銀婚	組合員が銀婚をむかえたとき	5,000円
	退職餞別金	組合員が退職したとき	3,000円

- ●退職餞別金の支払いは1回限りです。
- ●後遺障害とは 労働基準法施行規則別表第2「身体障害等級表」 1 ~ 14級に該当する障害をいいます。

重度障害とは、そのうち1級、2級および3級の2、3、4をいいます。 (身体障害者手帳に記載されている等級とは異なります)